

農地中間管理事業及び農地中間管理事業の特例事業に係る手数料徴収要領

公益社団法人新潟県農林公社

第1 趣 旨

この要領は、公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程及び公益社団法人新潟県農林公社農地売買支援事業事務取扱要領で規定する手数料の徴収等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 徴収方法

手数料の徴収方法は、口座振替を原則とする。

第3 手数料率

手数料率については、公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理権の取得及び貸付事務取扱要領第6及び公益社団法人新潟県農林公社農地売買支援事業事務取扱要領別表2の公社経費により定める。

第4 使 途

手数料は、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱及び農地売買等支援事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知）で定める補助対象経費以外の費用であって、それぞれの事業の円滑な実施のために必要な費用に充当するものとする。

（農地中間管理事業）

- 貸倒損失の処理に要する費用
- 滞納借地料に対応する賃借料の一時立て替えに要する費用
- 農地法第41条に基づく借入農地の補償金の支払いに要する費用

（農地売買等支援事業）

- 所有資産の維持に要する費用
- 退職給与の給付に要する費用
- 借入金の利息の支払に要する費用

但し、上記補助金の補助対象経費であっても、補助金交付が認められない場合は、その費用に充てることができるものとする。

附則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

<参考>

現行手数料

賃貸借 農用地等の賃貸人及び賃借人の双方から、賃貸借料の0.5%

売 買 公社買入:買入価格の2.0% + 消費税(買入協議の場合は2.5% + 消費税)

公社売渡:売渡価格が800万円までは0.8%(800万円超の場合は0.5%)